

## ○岡山理科大学成績評価に関する規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学成績評価に関する規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学(以下「本大学」という。)学則第11条の3に規定する「成績評価基準等の明示等」、第29条第3項に規定する「試験その他」及び同第30条に規定する「学習の評価」を実施する際に必要な事項を定める。

(成績評価方法の明示)

第2条 成績の評価に関しては、シラバス等で達成目標、評価方法と基準をあらかじめ明示し、学生に周知する。

(成績評価の方法)

第3条 成績評価の方法は、試験その他とし、次のとおりとする。

- (1) 各学期末(規定授業時間外)に実施する期末試験
- (2) 規定授業時間内に実施する筆記試験(小テストなど)
- (3) 完成作品による評価(レポート、ソフトウェアプログラム、芸術作品など)
- (4) 実演による評価(コンピュータの操作、プレゼンテーションスキル、演奏など)
- (5) 観察を通しての評価(受講態度、グループワークにおける貢献、ノートの取り方、コメントカードへの書き込み状況など、ルーブリックを用いて評価する)
- (6) 対話を通しての評価(口頭試問など)
- (7) 卒業研究など、上記のうち複数の評価方法を用いる評価(ルーブリックを用いて評価する)
- (8) その他、シラバスに明記した方法による評価

(成績評価の基準)

第4条 成績評価は評点100点をもって満点とし、シラバスに明記された達成目標を基準にして60点以上を合格とし、所定の単位を認定する。また、評価に応じてGP(Grade Point)を付与する。

評価	評点	基準	単位認定	GP
S(秀)	90~100	達成目標をほぼ完全に達成しているか、または修得した力を達成目標を超えて展開できる	認定	4
A(優)	80~89	達成目標を十分に達成している	認定	3
B(良)	70~79	達成目標を相応に達成している	認定	2
C(可)	60~69	達成目標を最低限達成している	認定	1
D(不可)	0~59	達成目標を達成していない	不認定	0
E	—	受講・受験せず、または出席数の不足(規定回数の3分の2を超えていない場合)	不認定	0
O	—	合否のみを判定する科目	認定	—
X	—	合否のみを判定する科目	不認定	—
N	—	科目認定された科目	認定	—

2 GPAの算出は以下のとおりとする。

$$\frac{(S \text{ の単位数}) \times 4 + (A \text{ の単位数}) \times 3 + (B \text{ の単位数}) \times 2 + (C \text{ の単位数}) \times 1}{\text{総履修登録単位数}}$$

※小数点第3位以下切り捨て

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む

※成績評価O、X、Nの単位数は、GPA算出に含めない

3 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」(通年単位科目で現時点では良好)、「I」(努力を要する)、「J」(相当な努力を要する)、「K」(単位修得の可能性なし)で表示し、学習指導上の参考とする。

(不正行為)

第5条 不正行為とは、許可なく不正に、他人の解答を見たり、データ等を盗用（剽窃・盗作）したりする行為及びそれらを幫助する行為を指し、これを禁止する。

（成績に関する照会と申し立て）

第6条 成績の評価に対して疑義がある場合は教務課（今治キャンパスは教学・学生支援課）を通じて照会することができる。

2 前項の照会の結果に不服がある場合は、成績公表後1週間以内に所定の様式により申し立てをすることができる。

3 授業担当教員は、成績評価に用いたエビデンスは、最低5年間保存しなければならない。

（雑則）

第7条 本規程第3条第1号で定める期末試験を実施する上で必要となる諸事項については、別に定める。

（改廃）

第8条 本規程の改廃は、教育推進機構会議及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2 岡山理科大学試験規程（平成24年1月1日制定）は令和2年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和3年4月1日 決裁）

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則（令和5年4月26日 第1回大学協議会）

この改正規程は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。